○財務省・農林水産省告示第八号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

「年一・九五パーセント」を「年二・〇五パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第九号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

「年一・九五パーセント」を「年二・〇五パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第六十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定に基づき、平成二十三年厚生労働省告示第三百十四号（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表東京都の項中「港区」の下に「、新宿区」を、「中野区」の下に「、杉並区」を、「小平市」の下に「、日野市」を加え、同表大阪府の項中「大阪市」の下に「、吹田市」を加える。

○農林水産省告示第六百十号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十八日

農林水産大臣　林　芳正

「年七厘」を「年八厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百十一号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十八日

農林水産大臣　林　芳正

「年七厘」を「年八厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の七第三項、第四項第一号及び第二号、第七項並びに第八項第一号及び第二号並びに第百二十三条第一項第二号の二及び第二号の三口の規定に基づき、平成二十五年二月六日農林水産省告示第四百四十七号（収穫基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十八日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十五年二月六日農林水産省告示第四百四十七号の規定は、なつみかん、かんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。以下同じ。）、びわ及びうめ以外の果樹（以下「一般果樹」という。）に係る収穫共済にあっては平成二十八年産の果実（農業災害補償法第百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち同条第一項本文の申出に係る収穫共済（以下「事故除外方式による収穫共済」という。）及び昭和六十一年一月二十三日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法の規定に基づき特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹等につき主務大臣が定める期間を定める等の件）第四号に掲げる果樹に係る収穫共済（以下「特定短縮方式による収穫共済」という。）にあっては、平成二十七年産の果実）、なつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済にあっては平成二十九年産の果実（事故除外方式による収穫共済及び特定短縮方式による収穫共済にあっては、平成二十八年産の果実）、びわ及びうめに係る収穫共済にあっては平成二十八年産の果実並びに樹体共済にあっては平成二十七年度に樹体共済に付される果樹に係る共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成二十七年以前の年産の一般果樹に係る収穫共済に係る果樹（事故除外方式による収穫共済又は特定短縮方式による収穫共済に係る果樹を除く。）、平成二十六年以前の年産の一般果樹に係る事故除外方式による収穫共済及び特定短縮方式による収穫共済に係る果樹、平成二十八年以前の年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹に係る事故除外方式による収穫共済に係る果樹、平成二十七年以前の年産のびわ及びうめに係る収穫共済に係る果樹並びに平成二十六年度以前に樹体共済に付された果樹に係る共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十五第二項、第四項及び第五項、第百三十五条第五号、第百三十六条第六項並びに第百四十一条の六第五項の規定に基づき、平成二十五年二月六日農林水産省告示第四百四十八号（畑作物基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十八日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十五年二月六日農林水産省告示第四百四十八号別表第一、別表第二及び別表第三の規定は、平成二十七年産の農作物及び蚕繭に係る畑作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係について適用するものとし、平成二十六年以前の年産の農作物及び蚕繭に係る畑作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第二十九号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十九条第二項の規定に基づく需要開拓支援法人の事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年三月十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

名称	変更前後別	住所及び需要開拓支援業務を行う事務所の所在地
一般社団法人低炭素投資促進機構	前	東京都中央区新川一丁目五番十八号
	後	東京都中央区日本橋本町四丁目十一番五号